

【令和5年4月1日以降取得】

先端設備（生産性向上設備）に関する課税標準の特例措置について

令和5年4月1日以降に取得する固定資産税（償却資産）の特例対象となる設備等について、新たな先端設備等導入計画の設置・税制特例措置が適用されます。

対象者

- ・資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

対象設備

町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規で取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの

設備の種類 項目	機械装置	測定工具および 検査工具	器具備品	建物附属設備 ※ 1
取得時期	R5.4.1 ～ R7.3.31			
取得価格 (※ 2)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
その他 要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること			

※1 建物附属設備：家屋と一体となって効用を果たすものを除く（償却資産として課税されるものに限る）

※2 取得価格には、購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用）および事業の用に供するために直接要した費用を含む

特例の内容と期間

新たに課税対象となる年度から下記のとおり課税標準額を軽減

賃上げ表明	設備の取得期間	適用期間	特例率
無し	R5.4.1 ～ R7.3.31	3年間	1/2（1/2軽減）
有り	R5.4.1 ～ R6.3.31	5年間	1/3（2/3軽減）
有り	R6.4.1 ～ R7.3.31	4年間	1/3（2/3軽減）